

【 B 】 令和6年度 ICT による一貫指導育成システム構築事業 「ICT を活用した指導者養成」

実施要項

1 目的

中央競技団体等が行う ICT の活用方法の研修会等に各競技団体の指導者を参加させ、ICT の活用方法等を各競技団体が主催する技術指導講習会等で伝達し、競技力向上のための指導者の資質向上を図るとともに、育成システム構築の一助とする。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟団体対象41競技団体のうち希望する団体

①水泳 ②ボート ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー ⑨ボクシング ⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング ⑮ハンドボール ⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング ㉓柔道 ㉔ソフトボール ㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳 ㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道 ㉞クレール ㉟なぎなた ㊱ボウリング ㊲ゴルフ ㊳トライアスロン ㊴スケート ㊵アイスホッケー ㊶スキー
--

3 補助対象事業

以下の方法で ICT の活用方法の情報を得て、県内の指導者に伝達し、各競技団体の指導者の資質向上を図る事業

- ①国立スポーツ科学センターなど国の機関実施する研修会に参加
 - ②中央競技団体が実施する研修会に参加
 - ③日本代表（世代別日本代表も含む）の強化合宿（練習会）を視察
 - ④全国規模の大会を視察
 - ⑤優秀な指導者の指導方法等を視察
- ①～⑤のいずれについても、国内で行われるものを対象とする。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月末まで

5 希望調査期間

令和6年3月7日（木）から令和6年3月22日（金）

6 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

7 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料、機材購入費とする。なお、機材購入費は、1/2を補助対象経費とする。

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 組織的に一貫指導育成システム構築を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。その際、参加する研修会の実施要項（資料等）を事前に提出すること。
- (3) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること
- (4) 研修会参加後は、県内の指導者に対して伝達講習会等を実施すること。
- (5) 報告については、領収書の原本を提出すること。
- (6) 押印の取扱いについて、様式3「補助金交付申請書（交付申請書）」は、「署名又は記名押印」、様式4-4「謝金領収書」、様式4-5「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式3「補助金交付申請書（実施希望調査申請書）」、様式4「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。